

三重県立志摩病院
指定管理者募集要項

令和2年7月
三重県病院事業庁

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称・機能等	
	(2) 建物・敷地等	
	(3) 施設の構成	
3	指定管理者の指定の予定期間	2
4	指定管理者が行う管理運営の基準	3
	(1) 診療時間および休診日（外来診療）	
	(2) 関係法令等の遵守	
	(3) 許認可の取得	
	(4) 利用の許可	
	(5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い	
	(6) 管理運営に関する情報の公開	
	(7) 医療事故等への対応	
	(8) 県の施策への協力	
	(9) 暴力団等による不当介入への対応	
5	指定管理者が行う業務の範囲	4
	(1) 病院の基本理念、運営方針	
	(2) 診療等に関する業務	
	基本的な医療機能	
	ア) 診療科	
	イ) 外来診療機能	
	ウ) 入院診療機能	
	政策的な医療機能	
	ア) 救急医療機能（小児救急を除く。）	
	イ) 高度医療機能	
	ウ) 小児医療機能（小児救急を含む。）	
	エ) 周産期医療機能	
	オ) 災害医療機能	
	カ) へき地医療機能	
	キ) 精神科医療機能	
	ク) その他の医療機能	
	地域医療全体の質の向上	
	(3) 病院運営に関する業務	
	安全対策、危機管理体制等	
	医療従事者の確保、育成等	
	ア) 医療従事者の確保	
	イ) 医療従事者の育成	

ウ) 研修医等の受入れ	
患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	
(4) 施設・設備等の維持管理に関する業務	
施設、設備および物品(医療機器、什器備品類等)の管理に関する業務	
病院の利用に係る料金の収受に関する業務	
手数料の徴収に関する業務	
その他、病院事業庁長が必要と認める業務	
(5) その他	
(6) 成果目標	
6 再就職を希望する職員の受入れ(現行の指定管理者と異なる法人等を指定管理者に指定した場合に限る。)・	9
7 収入および支出に関する事項	9
(1) 会計・経理の原則	
(2) 帳簿の記帳	
(3) 収入	
利用料金収入(診療報酬等)	
指定管理料(政策的医療交付金)	
地域医療確保交付金(仮称)	
手数料徴収委託料	
(4) 支出	
管理経費	
指定管理者負担金	
(5) 収支計画等	
(6) 自動販売機の設置	
8 申請資格	11
9 申請の手続き	13
(1) 募集要項の配付	
(2) 現地説明会の開催	
(3) 質問事項の受付および回答	
(4) 申請書類の受付	
10 指定管理候補者の選定等	16
(1) 申請資格の審査	
(2) 申請者名等の公表	
(3) 選定委員会による審査	
(4) 失格事項	
(5) 指定管理候補者の選定	
(6) 選定結果の通知	
(7) 選定結果の公表	
11 指定管理者の指定	18
12 指定管理者との協定の締結	19
(1) 基本協定	
(2) 年度協定	

1 3	管理運営状況の把握と評価・監査等	1 9
(1)	業務の評価	
(2)	報告、指示等	
(3)	監査の実施	
(4)	財務状況の確認	
1 4	県と指定管理者との責任・リスクの分担	2 0
1 5	事業の継続が困難になった場合における措置	2 1
(1)	県への報告	
(2)	指定管理者に対する実地調査等	
(3)	指定管理者の破産等	
(4)	県に対する損害賠償	
(5)	その他、不可抗力の場合	
1 6	その他	2 2
(1)	施設の管理運営開始までの間における指定の取消し	
(2)	業務の再委託	
(3)	管理運営を開始するまでの引継ぎ（現行の指定管理者と異なる法人等を指定管理者に指定した場合に限る。）	
1 7	募集要項に関する問合せ先	2 2

三重県立志摩病院指定管理者募集要項

三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項および三重県病院事業条例（昭和 41 年三重県条例第 60 号。以下「条例」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者募集の目的

志摩病院は、志摩地域の中核病院として、地域医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことにより、県民に良質で満足度の高い医療を提供する施設です。

こうした医療を安定的、継続的に提供するため、民間が有する医療資源を活用するとともに、そのノウハウを生かした効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用します。

2 施設の概要

(1) 名称・機能等

名称	三重県立志摩病院
所在地	志摩市阿児町鷺方 1257 番地
診療科	内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科
許可病床数	336 床（一般病床 236 床、精神病床 100 床）
病院機能	二次救急医療施設、災害拠点病院、難病医療協力病院、臨床研修病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
承認基準	一般病棟 急性期一般入院料 4 地域包括ケア病棟 地域包括ケア病棟入院料 2 精神科病棟 精神病棟 15 対 1 入院基本料 精神療養病棟入院料

(2) 建物・敷地等

建物および構造	鉄筋コンクリート造 地下 2 階 地上 5 階等
建物面積	建築面積 10,665.00 m ² 延床面積 27,606.89 m ² (管理検査棟、一般病棟、精神科病棟、外来診療棟、西診療棟、アンギオ棟、作業療法棟、立体駐車場他)
敷地面積	30,411.13 m ²
主な施設・設備等	屋上ヘリポート、免震装置（外来診療棟）、手術室（無菌手術室 1 室、一般手術室 4 室）、人工透析室（17 床）、CT（1 台）、MRI（1 台）、シンチカメラ（1 台）、アンギオ装置（1 台）、電子カルテシステム、再来受付機（2 台）
外来駐車場	164 台（病院前：104 台、立体：60 台）

職員駐車場 約 210 台
職員住宅 医師住宅あり

(3) 施設の構成

区分 (整備年月)	建物の内容	延床面積	
管理検査棟 (平成元年 3 月)	地下 1 階	理学療法室、福利厚生室	3,500.96 m ²
	1 階	受付、医事課、会計、中央放射線部、薬剤部、中央検査部、地域連携室	
	2 階	院長室、看護部、総務課、医療安全管理室、講堂、売店、食堂他	
一般病棟 (昭和 63 年 10 月)	地下 2 階	栄養グループ、中央監視室	8,166.05 m ²
	地下 1 階	整形外科、診療情報管理室 (旧伝染病隔離病舎)	
	1 階	外科、手術室、中央材料室、眼科、泌尿器科	
	2 階	小児科、内科、産婦人科	
	3 階	内科、放射線科	
	4 階	脳神経内科、内科	
	5 階	洗濯場	
精神科病棟 (平成 3 年 3 月)	1 階	精神科	2,419.00 m ²
	2 階	精神科	
外来診療棟 (平成 19 年 9 月)	地下 1 階	大腸センター、内視鏡室、検査室、健診室	4,984.02 m ²
	1 階	救急外来、中央処置室、内科、循環器科、耳鼻いんこう科、整形外科、外科、休日夜間受付	
	2 階	産婦人科、皮膚科、脳神経内科、脳神経外科、こころの外来、泌尿器科、小児科、眼科、栄養指導室	
	3 階	医局、図書室、D P C 運営室、看護研究室	
	4 階	機械室等	
西診療棟 (平成 6 年 9 月)	1 階	M R I 室	605.62 m ²
	2 階	人工透析室	
	3 階	機械室等	
アンギオ棟 (平成 11 年 12 月)	1 階	アンギオ室	161.43 m ²
	2 階	倉庫	
作業療法棟 (平成 18 年 12 月)	1 階	作業療法室	150.00 m ²
立体駐車場 (平成 18 年 1 月)	3 階 4 層		5,757.19 m ²
その他			1,862.62 m ²

3 指定管理者の指定の予定期間

(1) 指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間で予定して

います。

- (2) この指定の期間は、三重県議会での議決により確定することとなりますので、予めご承知おきください。

4 指定管理者が行う管理運営の基準

指定管理者は、次に掲げる志摩病院の利用に係る基本的な条件および管理運営の基本的事項に沿って適正に管理運営するものとします。

(1) 診療時間および休診日（外来診療）

診療時間、休診日は条例で定めることになっており、現行は次のとおりです。

診療時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

休診日

ア) 日曜日および土曜日

イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（イ）に掲げる日を除く。）

(2) 関係法令等の遵守

指定管理者が志摩病院の管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

三重県病院事業条例（昭和 41 年三重県条例第 60 号）

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号）

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）

その他、志摩病院を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

(3) 許認可の取得

指定管理者は、志摩病院の管理運営業務を行うにあたって必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

(4) 利用の許可

指定管理者は三重県行政手続条例（平成 8 年三重県条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号の行政庁に該当するため、入院の許可の手続きについては、同条例の規定に基づき行ってください。

(5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例第 13 条第 4 項で準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、病院の管理運営に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理運営に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、志摩病院の管理運営に関して

保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに県に連絡するものとします。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

また、指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に参加するなど、万全な体制を整えるものとします。

なお、指定管理者は、医療事故の公表について、県に準じて行うものとします。

(8) 県の施策への協力

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、多様な性のあり方を知り行動するための取組、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策、働き方改革の推進等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めてください。

(9) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）および妨害（不当な行為等で、管理運営業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

県に報告すること。

暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理運営業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

5 指定管理者が行う業務の範囲

条例第20条に規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容および要求水準は、次のとおりです。また、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めています。

申請にあたっては、業務区分ごとに具体的な仕様を検討し、提案あるいは考え方を示してください。

(1) 病院の基本理念、運営方針

地域のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること

志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・病院の基本理念
- ・病院の運営方針
- ・良質で満足度の高い医療機能

- ・在宅復帰支援に資する回復期機能

(2) 診療等に関する業務

基本的な医療機能

ア) 診療科

現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすること

(現行標榜診療科：内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科)

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・各診療科における診療体制
- ・上記以外の診療科を設置する場合や独自の標榜科名を用いる場合は、その診療科名および上記診療科名との関連、設置理由等

イ) 外来診療機能

各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実施すること

地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・外来診療日・時間、専門外来診療日等
- ・地域の診療所との連携等

ウ) 入院診療機能

地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・病棟単位の病床運用計画(単科、混合、看護配置基準等)
- ・各病棟の夜勤体制、交替勤務体制
- ・入院時の食事(治療食)の種類、内容、提供方法等
- ・病棟薬剤業務など入院診療に対する各中央部門の関わり(役割)運営中の病院の入院診療に関するマニュアルがある場合は提出してください。

政策的な医療機能

ア) 救急医療機能(小児救急を除く。)

志摩地域唯一の二次救急医療機関として、一次医療や三次医療を担う機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・診療方針、診療体制(内科系、外科系への対応)
- ・救急外来の人的配置(医師、看護師、検査技師等)

イ) 高度医療機能

脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・高度急性期を担う医療機関との連携、機能分担

ウ) 小児医療機能（小児救急を含む。）

常勤医師による安定的な外来診療を行うこと

入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえつつ、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・外来診療体制
- ・入院診療、救急医療の提供および関係医療機関との連携

エ) 周産期医療機能

常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと

分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえ、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・婦人科外来診療体制
- ・分娩、入院診療の提供および関係医療機関との連携

オ) 災害医療機能

南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・災害時の医療提供
- ・外来診療棟のヘリポートの活用方法

カ) へき地医療機能

へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを行い、地域医療の維持に貢献すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・へき地医療に対する支援等

キ) 精神科医療機能

地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること
今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・診療方針、診療体制（病床運用計画を含む。）
- ・精神科と関連診療科との連携（医師、看護師等の人的体制）
- ・認知症医療の提供

ク) その他の医療機能

県が進める感染症対策など医療・保健施策について、県立病院として積極的に県や関係機関と連携・協力しながら必要な役割を担うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・感染症（新型コロナウイルスの発生時など）への対応

- ・県や関係機関との連携・協力

地域医療全体の質の向上

地域医療全体の質の向上に向け、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むとともに、地域内外の医療機関とも密接に連携して救急医療を提供すること

住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・地域の医療機関との連携・支援
- ・介護事業者との連携・協力

(3) 病院運営に関する業務

安全対策、危機管理体制等

医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること
医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること

地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分発揮できるよう、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制を維持・強化すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・医療の質と安全の向上に向けた具体的方策
- ・院内感染対策
- ・医療倫理に基づく医療の提供
- ・医療事故等への対応
- ・医療事故防止に向けた具体的方策
- ・BCPの充実、強化
- ・災害拠点病院としての役割や訓練、物資の備蓄等

運営中の病院の安全管理および院内感染に関する対応・対策、医療事故等発生時の対応・対策、災害対策や訓練にかかるマニュアルがある場合は提出してください。

医療従事者の確保、育成等

ア) 医療従事者の確保

診療に支障が生じないように常勤の医師、看護師等の医療従事者を、年間を通して安定的かつ適切に配置すること

医師については、特定の出身母体（大学および医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること

医師、看護師等の医療従事者全員にとって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・医師、看護師、その他の病院職員の確保・採用および配置計画
- ・各部門の組織および責任体制
- ・働きやすい職場環境の整備（ワークライフバランスの取組など）
- ・その他、人事管理に関すること

イ) 医療従事者の育成

医師、看護師等の医療従事者の育成・教育を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・職員の能力向上のための研修等
- ・専門医、認定看護師等の育成

ウ) 研修医等の受入れ

研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・臨床研修医、看護実習生等の受入方針
- ・地域の医療人材育成の具体的方策

患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

患者および来院者の意見、要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること

病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRするとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報告を定期的に行うこと

以下について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・外来・入院患者および来院者の利便性やサービスの向上に資するための具体的方策
- ・病院の情報発信のための具体的方策

(4) 施設・設備等の維持管理に関する業務

施設、設備および物品（医療機器、什器備品類等）の管理に関する業務

- ・施設・設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持すること
- ・管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること
- ・施設・設備の維持・修繕および物品の更新等は、必要に応じて指定管理者が自らの費用負担で行うものとします。なお、一定額以上の物品の更新等については、指定管理者と県が協議を行うものとします。
- ・施設・設備の改良・大規模改修（経年劣化によるもの）は、必要に応じて指定管理者と県が協議を行うものとします。

病院の利用に係る料金の収受に関する業務

- ・志摩病院の管理運営にあたっては、民間が有するノウハウを生かした効果的かつ効率的な運営を行うことを目指して、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

手数料の徴収に関する業務

- ・徴収金は三重県病院事業会計に納入すること
- ・地方公営企業法第33条の2の規定に基づく徴収事務委託契約を別途締結します。

その他、病院事業庁長が必要と認める業務

- ・地域医療の質の向上に必要なその他の取組については、指定管理者と県で協議を行うものとします。

(5) その他

- ・指定期間中においても、医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化をふまえ、診療機能等に関する協議・調整に応じること
- ・現行の指定期間終了時に在院している入院患者および通院している外来患者の診療を継続すること
- ・県が示す診療等に関する業務範囲のうち、指定期間開始時点で実現できない事項については、その理由を明らかにし、実現に向けた行程を示すこと

(6) 成果目標

指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとし、次の5項目は必須項目とします。

これらを除く項目について具体的な提案があれば示してください。

- 1日平均入院患者数 207.0人/日(前期215.0人/日、後期200.0人/日)
- 1日平均外来患者数 307.0人/日(前期320.0人/日、後期295.0人/日)
- 1ヶ月救急患者数 500.0人/月
- 経常収支比率 100.0%
- 利用者満足度 85.0%

6 再就職を希望する職員の受入れ(現行の指定管理者と異なる法人等を指定管理者に指定した場合に限る。)

新たに指定管理者に指定された法人等は、現行の指定管理者のもと志摩病院で勤務している職員のうち、継続して志摩病院において勤務することを希望する職員については、県および現行の指定管理者と協議のうえ、優先的に採用するとともに、その処遇に配慮することとします。

7 収入および支出に関する事項

(1) 会計・経理の原則

指定管理者は、志摩病院の管理運営に関して自らの団体等と独立した会計帳簿類および経理規程を設けるとともに、収入および支出については、団体自らの口座とは別の口座で管理することとします。

(2) 帳簿の記帳

指定管理者は、志摩病院の管理運営に係る収入および支出の状況について適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入および支出に係る帳簿および証拠書類については、翌年度の4月1日から起算して帳簿は10年間、証拠書類は5年間保存するものとします。また、これらの書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

(3) 収入

利用料金収入(診療報酬等)

志摩病院の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項および条例第29条の規定に基づく利用料金制を採用するため、志摩病院の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。したがって、管理運営に係る収支については責任を負うことになり、収入の確保を図る必要があります。

指定管理料(政策的医療交付金)

県は、人材育成、救急医療、高度医療、特殊医療(周産期医療)、保健衛生事業(災害拠点、へき地医療等)、精神病院運営、医師および看護師等の研究研修を政策的医療

として位置付け、これらを実施するための費用として指定管理料(政策的医療交付金)を支払います。

県が指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額(10年間) 6,488,605 千円(消費税および地方消費税を含む。)

(内訳)各年度における指定管理料概算額

令和4年度	598,388 千円
令和5年度	609,441 千円
令和6年度	620,555 千円
令和7年度	631,729 千円
令和8年度	642,965 千円
令和9年度	654,260 千円
令和10年度	665,620 千円
令和11年度	677,041 千円
令和12年度	688,528 千円
令和13年度	700,078 千円

なお、各年度の指定管理料は、予算の範囲内において別途県と指定管理者との協議により締結する年度協定に基づき支払います。また、支払時期や方法、管理口座等の細目の事項についても、年度協定において定めます。

地域医療確保交付金(仮称)

地域の診療機能を維持・確保するため、指定管理者の経営努力によってもなお不採算となる診療科が生じた場合は、協議のうえ必要な経費を予算の範囲内で交付します。

なお、交付金額については、各事業年度終了後、指定管理者との協議により確定します。

手数料徴収委託料

県は、地方公営企業法第33条の2の規定により徴収委託事務契約を指定管理者と締結し、指定管理者は、証明書等交付に係る手数料を県に代わって徴収し、県に納入することとします。

なお、手数料徴収委託料は、納入された手数料収入に相当する額とします。

(4) 支出

管理経費

指定管理者は、上記(3)の収入をもって管理経費を賄うものとします。

指定管理者負担金

指定管理者は、次の各号の金額を指定管理者負担金として、県に支払うこととします。

ア) 令和4年度以降に県が取得する志摩病院の資産の購入等に充てるために全額又は一部を借り入れた病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1および病院事業債充当残額の2分の1

イ) 令和4年度以降に県が取得する志摩病院の資産の購入価格、工事価格等の2分の1

ウ) 令和3年度以前に県が取得した志摩病院の資産に係る毎事業年度の元利償還金相

当額の2分の1

(5) 収支計画等

収入・支出に関する以下の事項について、提案あるいは考え方を示してください。

- ・長期収支計画（年度別内訳を含む。）
- ・経費を節減するための方策
- ・その他、収支に関する提案

(6) 自動販売機の設置

新たに自動販売機を設置する場合は、次の留意事項を踏まえ、必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。

- ア) 青少年の健全育成などの観点から公の施設にふさわしくない自動販売機の設置は認めません。
- イ) 自動販売機の設置にあたっては、一般競争入札を実施し、契約期間は指定期間内で定めてください。なお、設置にあたっては、指定管理者の指定期間が開始する令和4年4月1日から設置されるよう、県と協議のうえ、入札・契約事務を進めてください。なお、自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とします。
- ウ) 指定管理者は、毎年5月20日までに自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付してください。

8 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ「1 指定管理者募集の目的」を達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。なお、個人での応募は受け付けません。

(1) 次の から までのいずれかに該当する法人等であること。

医療法第31条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県、市町村を除く。）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの

次の規定による法人のうち、病院の運営を目的とするもの

ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項の規定による社団法人又は財団法人を含む。）

イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

の規定による公益社団法人又は公益財団法人

医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人

- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない法人等でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- (4) 県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (5) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないことおよび同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (6) 県が賦課徴収するすべての税並びに消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次の から までのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等および開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等およびその開始命令がされている法人等を含む。）
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等およびその開始決定がされている法人等
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等およびその開始決定がされている法人等（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等およびその開始決定がされている法人等（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (8) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。
 - 暴力団又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (9) 役員等に破産者および禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (10) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第 1 に掲げる要件に該当していないこと。

- (11) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項および第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人および清算人(以下「無限責任社員等」という。)に就任していない法人等であること。
ただし、三重県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。

9 申請の手続き

(1) 募集要項の配付

募集要項および参考資料等(以下「募集要項等」という。)は次のとおり配付(又は閲覧に供)します。

配付(又は閲覧)期間

令和2年7月14日(火)から令和2年7月31日(金)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

配付(又は閲覧)場所

三重県病院事業庁 県立病院課 企画・財務班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県栄町庁舎6階)
電話 059-224-2350、FAX 059-224-2349
E-mail kenbyo@pref.mie.lg.jp

配付方法

募集要項等については、上記の期間、場所で配付をしています。また、三重県病院事業庁ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/D3BYOUJIN/>)

なお、郵送を希望する場合は、あて先を明記し390円分の切手を貼付した規格内の返信用封筒を同封の上、上記配付場所へ請求してください。

(2) 現地説明会の開催

現地説明会を次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、別紙様式Aの参加申込をしてください。参加申込をしていなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

開催日時

令和2年8月6日(木)午後2時から午後4時まで

開催場所

三重県立志摩病院
三重県志摩市阿児町鷺方1257番地
電話 0599-43-0501

その他

参加を希望する法人等は、令和2年8月3日(月)午後5時までに、県立病院課(下記(3)イ)の受付場所と同じ)まで、持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより申込みを行ってください。郵送の場合は、同日午後5時必着とします。

(3) 質問事項の受付および回答

本要項の内容等に関する質問がある場合は、様式Bにより提出してください。

質問の提出

ア) 受付期間

令和2年7月14日(火)から令和2年8月18日(火)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

イ) 受付場所

三重県病院事業庁 県立病院課 企画・財務班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県栄町庁舎6階)
電 話 059-224-2350
F A X 059-224-2349
E-mail kenbyo@pref.mie.lg.jp

ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。ただし、郵送の場合は8月18日(火)午後5時必着とします。

質問に対する回答

ア) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、随時、三重県病院事業庁ホームページで公表するとともに、下記イ)、ウ)のとおり閲覧に供します。

イ) 閲覧期間

令和2年7月20日(月)から令和2年8月25日(火)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

ウ) 閲覧場所

上記(3) イ)の受付場所と同じです。

(4) 申請書類の受付

受付期間

令和2年8月25日(火)から令和2年9月8日(火)までの午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日を除きます。)

提出書類

指定管理者指定の申請を行おうとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア) 指定申請書(様式C)

イ) 事業計画書(様式D)

「5 指定管理者が行う業務の範囲」等を踏まえ、指定期間を通じた事業計画を示してください。その中で、3年程度の中期的な計画については、詳細に示してください。

ウ) 事業計画書の要旨(様式E)

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記イ)の事業計画書の要旨を日本工業規格A4版用紙1~2枚程度にまとめたもの

を作成してください。

- エ) 「8 申請資格」に掲げる要件のすべてを満たす旨の宣誓書(様式F)
なお、「8 申請資格」(7)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書(7)の提出を求めています。
- オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- カ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書および印鑑証明書(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)
- キ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)
- ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書および収支予算書又はこれらに準ずる書類
- ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表および財産目録又はこれらに準ずる書類
- コ) 役員等の名簿(氏名および生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう。)および履歴を記載した書類
- サ) 法人等の概要がわかる書類(様式G)
- シ) 消費税および地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- ス) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- 提出書類の扱い
- ア) 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。
- イ) 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなします。
- ウ) 提出期限経過後は、提出書類の内容変更および書類の追加はできません。
- エ) 県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予めご承知おきください。

提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便に限るものとし、提出期限の令和2年9月8日(火)午後5時必着とします。

提出先

上記(3)イ)の受付場所と同じです。

提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。また、上記ウ)の「事業計画書の要旨」については、三重県病院事業庁ホームページに掲載できるようPDFファイル形式で提出してください。

その他

提出された書類のうち、正本1部は県が所持し、副本10部は指定管理者の候補者(以

下「指定管理候補者」という。)を選定後、申請者との協議により返却又は廃棄します。

10 指定管理候補者の選定等

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、三重県病院事業庁(以下「病院事業庁」という。)において、申請者が「8 申請資格」に掲げる要件のすべてを満たしているかについての審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)により申請資格要件を満たしていると判断したものについては、申請者の名称および9(4)ウの「事業計画書の要旨」を三重県病院事業庁ホームページで公表します。

(3) 選定委員会による審査

指定管理候補者の選定にあたっては、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等で構成する三重県立志摩病院指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、上記(1)の申請資格の審査を通過した申請者を対象に、提出された事業計画書等の審査およびヒアリングを実施のうえ、下記の審査基準等に基づいて総合的に審査を行います。

審査基準等

事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか	2	2	1	0
	県の施策(人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など)に基づく提案であるか				

事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか	2	2	1	0
	防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制、日常的な訓練、物資の備蓄等が十分に考えられているか				
	医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか				
	個人情報保護するための対策が十分に考えられているか				
3 施設および設備の維持管理	施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	2	2	1	0

事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	診療科	現行の診療機能を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	外来診療体制	地域のニーズに対応した外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	入院診療体制	必要な病床の稼働、適切な看護の配置基準について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0

5 政策的な医療機能	救急医療機能（小児救急を除く。）	救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画となっているか	2	2	1	0
	高度医療機能	高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	小児医療機能（小児救急を含む。）	常勤医師による安定的な外来診療体制、入院診療、小児救急に係る診療方針について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	周産期医療機能	常勤医師による婦人科の外来診療体制、周産期医療の提供及び関係医療機関との連携について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	災害医療機能	災害時の医療提供について、災害拠点病院として具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	へき地医療機能	へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	精神科医療機能	精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携、認知症医療の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	その他医療機能	感染症対策等医療・保健施策について、県や関係機関との連携・協力していく提案であるか	2	2	1	0
6 地域医療全体の質の向上	地域内外の医療機関や介護事業者などと密接に連携して医療を提供する提案であるか		2	2	1	0
7 医療従事者の確保、育成等	医療従事者の確保	医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織、責任体制、働きやすい職場環境の整備等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	医療従事者の育成	医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	研修医等の受入れ	研修医、看護実習生の受入れについて、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
8 患者・地域住民等へのサービス・情報の提供	患者等の意見・要望を踏まえたサービスの提供や情報提供について、具体的かつ適切な計画になっているか		2	2	1	0

事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

9 収支計画等	病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか	2	2	1	0
	経費節減につながる提案があるか				

指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。

10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
	病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	2	2	1	0
	病院事業（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか	2	2	1	0

各委員 46 点満点 × 7 名 = 322 点満点

第一次審査

上記（１）の申請資格の審査を通過した申請者および下記（４）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の審査を行い、上記の審査基準等の配点に基づき採点します。

選定委員会は最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準とします。最低基準は、選定委員会委員が採点した総得点（322 点満点）の 5 割以上（161 点以上）とし、最低基準を満たしていない場合には

順位付けを行いません。

なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて審議を行います。

第一次審査の結果は、審査終了後速やかに、すべての申請者に書面で通知します。

第二次審査

第一次審査を通過した申請者を対象に、上記の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。

なお、ヒアリングでは、申請者による提案内容の説明（プレゼンテーションによる説明）に対し質疑を行ったうえで審査を行います。

ヒアリングは、10月中旬～10月下旬を目途に実施し、その詳細については別途通知します。

審査における留意点

上記の審査基準等のうち、特に、「4 基本的な医療機能」、「5 政策的な医療機能」、「7 医療従事者の確保、育成等」および「10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等」を重点項目として審査を行います。

順位付け

申請者からの提案内容については、第一次審査による事業計画書等の採点及び第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会での審議により順位を決定します。

(4) 失格事項

次の から のいずれかに該当した場合は、その申請者を審査の対象から除外します。

申請者および申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合
提出書類に虚偽又は不正があった場合
その他、不正行為があった場合

(5) 指定管理候補者の選定

病院事業庁は、選定委員会における審査の結果を踏まえて、最も適当と認める法人等を指定管理候補者として選定します。

(6) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、すべての申請者に書面で通知します。

(7) 選定結果の公表

指定管理候補者の選定に至るまでの選定委員会における審査の過程や審査結果等については、三重県病院事業庁ホームページで公表します。なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、選定委員会における申請者ごとの審査結果(評価点数を含む。)、指定管理候補者の名称および選定理由等とします。

また、三重県議会には、指定管理者の指定に係る議案の提出にあたり、申請者ごとの主な提案内容並びに選定委員会における評価点数および講評等を報告しますので、予めご承知おきください。

1.1 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定した法人等については、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に「 8 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「 10 (4) 失格事項」に掲げる要件のいずれかに該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

1 2 指定管理者との協定の締結

県は、三重県議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

協定書の主な内容は、次の項目を予定しています。

(1) 基本協定

業務内容に関する事項

管理物件に関する事項

指定期間に関する事項

県が支払う指定管理料等に関する事項

個人情報の保護に関する事項

情報公開の推進に関する事項

利用料金に関する事項

県と指定管理者との責任・リスクの分担に関する事項

業務計画書に関する事項

業務報告および事業報告に関する事項

指定の取消しおよび管理運営業務の停止に関する事項

その他、県が必要と認める事項

(2) 年度協定

当該年度の業務内容に関する事項

当該年度に県が支払う指定管理料等に関する事項

その他、県が必要と認める事項

1 3 管理運営状況の把握と評価・監査等

(1) 業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、条例第 26 条の規定による事業報告書等の提出を受けて、下記の志摩病院の管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。また、協議により別に定める管理業務および経理の状況に関する報告書類を提出してください。

定期評価

県は、事業報告書等に記載された内容および指定管理者によるサービスの履行内容が、別途締結する協定書に示す管理運営の基準等を満たしているかについての確認を行います。

随時評価

県は、必要があると認めるときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、志摩病院の管理業務および経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は志摩病院

内において管理運営の状況の確認を行うことがあります。

(2) 報告、指示等

県は、志摩病院の管理運営の適正を期すため、指定管理者に対し、志摩病院の管理業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うものとします。

指定管理者は、病院長の任免、その他管理運営に関する重要な事項の運用等およびそれらの変更にあたっては、予め県に届け出ることとします。(詳細については、指定後に協議します。)

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う志摩病院の管理運営の業務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表および財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

1.4 県と指定管理者との責任・リスクの分担

県と指定管理者との責任・リスク分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県と指定管理者との間で締結する協定の中で定めます。

ただし、下記に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任・リスク分担を決定します。

項目	内容	責任・リスク分担	
		指定管理者	県
債務不履行	県が協定内容を不履行		
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		
管理運営費の上昇	指定管理者の事業計画変更等によるもの		
	県側の事情による業務仕様内容の変更に伴うもの		
	人件費、物品費等の物価の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
	金利の変動に伴う経費の増加		
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合		
	管理業務に関するもの		
	上記以外の場合	両者の協議	
診療報酬の改定	収入の減・支出の増		
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		
要求水準の確保	協定により定めた管理運営サービスの要求水準の確保に伴う対策経費の増加等		
需要変動・施設の競合	医療環境の変化による需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減	両者の協議	
施設、設備、物品 (医療機器、什器)	管理対象物品の修繕		
	管理対象物品(耐用年数が5年以 20万円未満		

備品等)等の管理	上のもの)の更新、新規購入	20万円以上	両者の協議
	上記以外の物品の更新、新規購入		
	管理対象施設・設備の修繕		
	管理対象施設・設備の改良・改修(資産の取得に係るもの)		両者の協議
施設、設備、物品等の損傷	指定管理者の管理上における瑕疵および指定管理者の責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		
	上記以外による施設、設備、物品等の損傷		両者の協議
利用者および周辺地域住民への対応(苦情、要望、訴訟等)	管理業務に対するもの(地域との協調、協力を含む。)		
	上記以外のもの		両者の協議
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		
	施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		
	県側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担		
	施設本来の瑕疵によるもの		
	上記以外の場合		両者の協議
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害および施設・設備の損壊等があった場合		両者の協議
事業終了時の費用	指定期間の満了および期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		

15 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うとともに、期間を定めて改善策の提出および実施を求めることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合は、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他、不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

1 6 その他

(1) 施設の管理運営開始までの間における指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理運営開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき

著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。

ただし、一部の業務を県の承認を得たうえで専門の事業者に委託することができます。この場合、委託先の事業者は、業務の実施にあたって必要な官公署の免許、許可、認可等を受けていなければなりません。

(3) 管理運営を開始するまでの引継ぎ(現行の指定管理者と異なる法人等を指定管理者に指定した場合に限る。)

指定期間開始直前の約 1 年間(予定)を引継期間とします。

1 7 募集要項に関する問合せ先

三重県病院事業庁 県立病院課 企画・財務班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県栄町庁舎 6 階)

電 話 059-224-2350

F A X 059-224-2349

E-mail kenbyo@pref.mie.lg.jp

